

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 17 日から 32 年 1 月 16 日まで
② 昭和 32 年 5 月 26 日から同年 12 月 29 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

私は、A 県に所在する B 社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が、また、C 県に所在する D 社に勤務していた申立期間③が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、昭和 30 年 8 月 17 日から 32 年 12 月 29 日まで、B 社に継続して勤務し、同社での勤務回数は 1 回のみであったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の同社での厚生年金保険加入期間は、32 年 1 月 16 日から同年 5 月 26 日までとされている上、当時の同僚からも、申立期間①及び②における申立人の同社での勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、オンライン記録により、B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、同社への入社日を記憶する複数の同僚は、入社したとされる日から最短で 1 年 10 か月、最長で 2 年 11 か月経過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、厚生年金保険の加入について区々の取扱いであったことが推認でき、申立人が申立期間①において、厚生年金保険に未加入であったと考えても不自然ではない。

さらに、オンライン記録により確認できる、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和 32 年

5月1日から同年5月21日まで)の事業所(E社)の所在地は、申立人が申立期間③において勤務していたと主張するD社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている所在地と同一であることが確認できる上、D社で厚生年金保険の加入記録が確認できる者からの供述(「D社の前身の会社が、E社であった。」)及び申立人の供述内容(「私が勤務していたのはD社ではなく、E社であったかも知れない。」、「B社には1回しか勤務しておらず、再入社することは無かった。」)から判断すると、申立人は、申立期間②において、A県に所在するB社に勤務していなかったと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間③について、申立人は、前述のとおり、勤務していた事業所はD社ではなかったかもしれない旨を述べている上、オンライン記録により、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者の供述からは、申立期間③における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、D社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。